

## ○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年 1 月27日教委規則第 1 号

## 改正

平成12年 2 月 1 日教育委員会規則第 3 号

平成26年 3 月26日教育委員会規則第 5 号

平成28年 1 月28日教育委員会規則第 1 号

## 川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第 1 条の 2** 条例第 2 条第 2 項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

**第 2 条** 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各 1 名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

**第 3 条** 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月 1 回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

**第4条** 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

**第5条** 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

**第6条** 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成12年 2 月 1 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

### 附 則（平成26年 3 月 26日教委規則第 5 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成28年 1 月 28日教委規則第 1 号）

この規則は、平成28年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

#### 別表（第 6 条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会 館専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
幸市民館専 門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経

			<p>験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p>

専門部会	企画実施について調査審議すること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
麻生市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区内に設置された学校の長</li> <li>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
図書館専門 部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に設置された学校の教育職員</li> <li>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
青少年科学 館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に設置された学校の教育職員</li> <li>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 市内在住の自然科学に関する知</li> </ul>

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援 施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育 施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

## 令和4・5年度 第3回社会教育委員会議高津市民館専門部会 摘録（案）

日 時：令和4年12月9日（金）13時30分～15時

会 場：高津市民館12階 大会議室

出席者：迎部会長、角田副部会長、田村委員、松崎委員、志水委員、仙北谷委員、佐藤委員

欠席者：渡部委員

事務局：坂尾館長、鈴木分館長、細谷係長、下間係長、高橋職員（記録）

傍聴者：なし

## 1 開 会（進行：下間係長）

・開催要件が満たされたことを確認。

・資料確認（下記、配布資料）

① 令和4・5年度 第3回社会教育委員会議高津市民館専門部会 次第

② 令和4・5年度 社会教育委員会議高津市民館専門部会 名簿

③ 川崎市社会教育委員会議規則 資料1

④ 令和4・5年度 第2回社会教育委員会議高津市民館専門部会 摘録 資料2

⑤ 令和5年度からの市民館使用料 資料3

⑥ 令和4年度生涯学習支援課（高津市民館・橘分館）事業一覧 資料4

⑦ 令和5年度 高津市民館 市民自主学級・市民自主企画事業 募集案内 資料5-1

⑧ 令和5年度 高津市民館橘分館（プラザ橘）市民自主学級・市民自主企画事業 募集案内

資料5-2

⑨ 令和4・5年度高津市民館専門部会 調査審議事項（案）資料6

⑩ 高津市民館 事業チラシ「令和4年度高津市民館識字ボランティア研修」等

⑪ 橘分館 事業チラシ「シニアの社会参加支援事業」等

⑫ 高津市民館だより 第280号

⑬ プラザ橘だより No.140

## 2 館長挨拶

坂尾館長より、挨拶。

## 3 部会長挨拶

迎部会長より、挨拶。

## 4 議事事項（進行：迎部会長）

(1) 第2回専門部会摘録（案）について （資料2）  
修正等あれば事務局まで連絡

(2) 使用料・手数料の見直しについて （資料3）  
資料3に基づき、下間係長（事務局）より、説明。

令和5年4月より市民館使用料改定。

(3) 令和4年度高津市民館・橘分館事業進捗状況について

(資料4)

資料4に基づき、細谷係長より、事業内容について説明。

**質疑応答**

- 迎部会長 別の館では、ウクライナ情勢もあり戦争と平和の講座が開催されている。高津市民館では、戦争と平和に関する講座はあるのか。
- 細谷係長 今年度、高津市民館は、戦争と平和をテーマにした講座は開催していない。他館では、平和・人権・男女平等推進学習の枠で2館が実施している。1館は職員が企画し、もう1館は企画運営委員形式で進めている。高津市民館の今年度の平和・人権・男女平等推進学習は、パラリンピックに絡めて障がい者の人権をスポーツに視点を当て実情をとおして考えるをテーマとして開催した。
- 松崎委員 令和3年度と令和4年度の講座の申込状況の違いはあるか。
- 細谷係長 今年度の受講者数はすぐに定員になる講座もあり申込状況は良い。広報もしっかり行っている。令和3年度はまだコロナに対する危機感もあったが、令和4年度に入ってから市民の考えも外に出ようという人と「まだ早い」と慎重な人に分かれてきたように思う。
- 角田副会長 町会・自治会も実行する人と慎重な人に二分化しており難しい。
- 志水委員 地球温暖化防止活動推進センターでは、今年度の講座の参加は多かった。コロナで家にこもっていた人も出てきている。オンライン講座は、申し込みは多いが、実際には参加されない人もいる。主催者側も講座として成立するか不安がある。市内の学校向けの出前講座も昨年度は99校実施。学校側も受け入れ状況が良くなってきている。
- 佐藤委員 区内の小・中学校も今年度から、バザーやフェスタ等ほぼ全校で飲食なしの制限はあるものの、PTAや役員が中心で工夫のもと行い始めている。今年度から徐々に変わってきた。橘中学校では、3年生は、受験があるので参加に慎重である。資料4については、参加者数の計上があり、わかりやすかった。受講者に対する定員の計上もあると、受講状況がわかり良い。
- 志水委員 講座受講者のキャンセル率も分かると良い。
- 細谷係長 連続講座であると、都度、数値が変わる。
- 志水委員 連続講座でなく、単発的な講座のキャンセル率が分かると良い。
- 細谷係長 連続講座が多く、単発的な講座は少ないが、そのような講座については、キャンセル率を計上していきたい。
- 仙北谷委員 学校の学級閉鎖は、コロナなのかインフルエンザかわからない時期となっ



ている。

受講者数については、関心の数がわかるので良い。

迎部会長 コロナで亡くなる人もいるので、講座等の開催は体調等の注意が必要。

- (4) 令和5年度 高津市民館市民自主学級・市民自主企画事業 募集案内について (資料5-1)  
令和5年度 高津市民館橋分館(プラザ橋)市民自主学級・市民自主企画事業 募集案内について (資料5-2)

資料4に基づき、細谷係長より、事業内容について説明。

#### 質疑応答

迎部会長 市民館との連携が上手くいけば自主グループは育つ。

市民館には、自主グループの育成のサポートをお願いする。

- (5) 令和4・5年度高津市民館専門部会 調査審議事項について (資料6)

資料6に基づき、坂尾館長より、事業内容について説明。

前回の会議で皆さんからいただいた意見をもとに、調査審議事項として2つ提案します。

1つ目は市民が求める講座についてのアンケートです。現在講座受講者を対象としてアンケートを実施していますが、別にアンケートを行うと記入する人の負担になるので、別紙1の既存のアンケートのレイアウトを工夫して、空いたスペースに高津市民館独自の質問事項(赤字追記)として専門部会で追記する設問(案)を設けます。スペース的に2項目程度と思われる、「講座の情報を届けるにはどうすればいいか」と「どんな講座なら受けたいか」という2つを考えて、例として載せております。

いただいた意見は広報や事業の内容に反映していきたいと思えます。

2つ目は感染症予防のため控えてきた市民活動の再開のきっかけとなるような、また高津区の魅力を改めて発信する事業を実施します。普段市民館の事業に参加しない市民にも参加いただけるよう工夫し、そのような方からも講座受講者と同様に追加項目についてアンケートを実施します。

前回の会議の中で、調査審議事項については、市民館の事業について皆さんから意見をいただき、それを事業に反映させていくという方向性を確認させていただきました。市民館の事業には予算や会場に制約がありますので、今日は方向性について確認いただき、具体的な事業の内容については、市民館にお任せいただきたいと思えます。事業の内容については専門部会に報告させていただき、いただいた意見を内容に反映していきたいと思えます。

#### 質疑応答

迎部会長 アンケートから市民館利用の皆様からの傾向を知りたい。

市民館を利用していない方の意見も聞く必要がある。

坂尾館長 利用していない方から意見を聞くのは難しいので、まずは利用している方から意見を聞く。

今まで講座を利用していなかった方が興味を持っていただけるような事業を実施

し、新たに講座を利用し参加につながった方からの意見も聞きたい。

迎部会長 10代は学校へ依頼、20代、30代はPTAへ依頼、50代、60代は受講者へ依頼すると数値は集まりやすい。

アンケートのテーマとしては、市民の元気が出て、暮らしやすい、学びの場、刺激を受ける市民館ではないか。

世代は絞った方がよい。

田村委員 アンケートをとるなら、まずは数が必要である。

どういう階層からどの位とるのかの具体的な目標が必要。

学校から、区PTAから、老人会から等。

戦略的にきちんと取り組んだ方がよい。

数としては、500、1000位は必要。

別紙1の(赤字追記)専門部会で追記する設問(案)問2)の設問は、抽象的でわかりづらい。

今迄行った講座をジャンル別に分けて設問する等、具体的な項目を設けた方がよい。具体的な要望が書けるヒントのある設問がよい。

50位の項目を設けて○をつける等も回答しやすい。

坂尾館長 スペースの問題と、統計、傾向というよりは、具体的な意見を聞きたいのであえて漠然とした設問を考えてみた。

イメージがわからないと書けないと思うので、設問の内容は工夫したい。

志水委員 アンケートは10代、20代は、紙のアンケートよりQRコードを利用しスマホからの入力のほうが楽だという人もいる。

紙だけでなく、回答しやすい方法等、ひと工夫が必要。

お礼として何かを差し上げると対象者が増える。

田村委員 紙のアンケートは手渡しが必要。

ネットを利用すると広範囲に集まる。

佐藤委員 集計もしやすい。

坂尾館長 ネットでの回答も検討したが、後での回答より、その場での回答の方が回収率があがると考えた。

志水委員 その場で、QRコードで回答する時間をとると、数も集まりやすい。

紙で回答したい方には、配布する。

コロナ禍でもあるので、手渡しよりよい。

佐藤委員 言葉で書いて欲しいのならば、より数が必要。

集計数が多いと、このコメントが多い・少ない等、傾向がわかる。

別紙1の問3)、問4)の設問に対しては、○をつけるだけでなく、記入欄があると、満足・不満等の具体的なポイントがわかる。

ホームページのアンケートでは、このページは、参考になったかの設問もあるので、この設問から、利用していない方からの理由等、意見集約のツールとなる。

迎部会長 これは、1回目の案として。2月に時間があれば再検討をお願いしたい。

坂尾館長 2月は、市民自主の選考があるため2月の再検討は時間的に難しい。

いただいた意見を参考に具体的な方法については、決めさせていただきたい。

迎部会長 分野と項目については、慎重に質問項目の検討が必要。

坂尾館長 こちらのアンケートは、講座受講者への全市共通のフォーマットとなっている。全市共通のアンケートに高津市民館の受講者を対象にアンケート項目を加えられないか、検討した。

空きスペースを利用すると考えると、2項目で一杯だと思う。

角田副会長 別紙1の（赤字追記）専門部会で追記する設問（案）は、現行のアンケートを流用して、講座受講者の記入をイメージしているが、皆様の意見としては、アンケートの対象を受講者に絞らずに受講者以外からもアンケートを実施した方が良いという意見である。今ある項目にこだわらずにねらいや対象や数を考慮しての起案が良い。

現行のアンケートの集計結果と活用についても聞きたい。

坂尾館長 アンケートについては、全市的に集計して、それぞれの事業ごとに傾向を分析している。

仙北谷委員 アンケート結果を期待したい。

会場が満員になる位の新しい切り口や視点のアンケート結果がぜひでてきて欲しい。

迎部会長 一度実施してしまうと後からの修正は難しいので、じっくりと検討して、来年度改めて提案して欲しい。

## 5 その他（進行：下間係長）

### （1）今後の開催日程について

（資料6）

第4回専門部会

日程 令和5年2月25日（土）

時間 午後1時～5時

会場 プラザ橘第3・4学習室（予定）

※令和5年度市民自主学級・市民自主企画事業提案会・選考審査

※令和5年1月末に皆様にご案内を配布する。

## 6 閉会

## 令和 4・5 年度高津市民館専門部会 調査審議事項の研究テーマについて (案)

### 1 過去 10 年間の高津市民館運営審議会研究テーマ

- ・平成 22、23 年度「高津区における総合的な生涯学習の推進について」
- ・平成 24、25 年度「期待される事業のあり方について」
- ・平成 26、27 年度「人権の観点から必要とされる講座を考える」
- ・平成 28、29 年度「人と人がゆるやかにつながる  
～学びや遊びでより身近な市民館にしよう～」
- ・平成 30・31 年度「外国につながる子どもの学習支援のあり方について」  
～多文化共生社会に向けた「多文化子ども塾」の取組
- ・令和 2・3 年度 「高津市民館に行こう！～学びと交流の拠点～」

### 2 令和 4・5 年度の調査審議事項

- (1) 「市民が主人公」の考えのもと、市民が求める講座について市民アンケートを取る。
- (2) 感染症予防のため控えてきた市民活動の再開のきっかけになるような、高津区の魅力を改めて発信する事業を実施する。

### 3 令和 4・5 年度高津市民館運営審議会研究テーマ (案)

「市民と共に市民活動の再開と活性化を進める市民館」